

平成 30 年度第 2 回 清瀬市文化財保護審議会 議事要旨

日 時 平成 31 年 3 月 22 日（金）午前 10 時～正午
場 所 郷土博物館 講座室
出席者 委 員 齊藤靖夫（会長）、栗山究（副会長）、小西一午、黒尾和久
松岡里枝子、
事務局 教育部長、郷土博物館長、事業係 4 名（計 6 名）
欠席者 委 員 横山直樹
会 議 公 開 傍聴者なし

<次 第>

1. 開 会
2. 市の文化財指定に係る関連法令について
3. 市の新指定文化財候補について
4. 市の新指定文化財候補保持団体との協議報告について
5. その他
6. 閉 会

<配布資料>

1. 清瀬市文化財保護条例
2. 清瀬市文化財指定基準
3. 市の新指定文化財候補【資料 1～3】

<審議経過>

1. 開 会
文化財保護審議会長の齊藤靖夫氏が進行役となり、会議の開会を宣言した。
2. 市の文化財指定に係る関連法令について
(会 長) それでは議事に移ります。市の文化財指定に係る関連法令について事務局より説明してください。
(事務局) 文化財指定に関連する法令である清瀬市文化財保護条例と、文化財指定基準の条文の資料をお配りしていますので、これに基づいてこの後の議題 3.である新指定文化財候補に対してご審議をお願いします。
3. 市の新指定文化財候補について
(会 長) では、市の新指定文化財候補について事務局より説明してください。
(事務局) 説明に入る前に報告事項がありますので、先にお伝えいたします。まず、都指定有形民俗文化財である中里の富士塚が経年劣化により鳥

居、登山道、富士塚外周の擁壁の修復が必要となり、平成 30 年度予算にて都及び市の文化財保存事業費補助金の交付を申請して、交付決定が出ましたので、改修工事を実施し、年度末までに完了する予定です。また、平成 31 年度に下宿ふせぎ保存会の役員改選が行われず。以上ご報告します。

それでは、次に新指定文化財候補についてですが、前回、候補としてお出ししました「阿弥陀三尊月待板碑」、「牡丹双鳳鏡」、「菊花双鶴鏡」の 3 点については、指定に向けて進めていくことで審議会のご了承を得ていますので、さらに継続的な調査をして準備を進めます。

(教育部長) 同じく前回候補に上がった、桜の園については、経過を含め私から説明いたします。前回の審議会で提案があった東京病院への意向確認を本年 1 月 23 日に東京病院管理者と事務局側とで行ない、その場ではおもに、現地の現在状況や今後指定文化財になった際の、懸念事項などの情報交換が主体であった。

(会 長) 今の報告について何か質問及び意見があるか。

(委 員) もし、桜の園を指定文化財とした場合、清瀬市文化財指定基準の何処の категория に該当するのか？

(事務局) 桜の園が現状公園であることから、当てはめるのであれば名勝地に該当するのではないかと考える。植物とする場合ならば、桜の園の桜は、老木であり状態が悪く保存が難しいのではないかと。

(教育部長) 指定するのが土地なのか植物なのか、または建造物なのかによって違ってきます。

(事務局) 桜の園にある桜が老木であることから指定する場合、管理維持をしていく必要がある。具体的に保存計画を策定し、整備費用などを考えた上で進めないと現状は厳しいのではないかと考える。

(委 員) そもそも、桜の園だけを指定するのかどうか。本来、外気舎や桜の園などを含め、その一体を指定区域として考えていくべきだ。

(委 員) 現在すでに市の文化財である外気舎は、外気療法としての施設である。桜の園の成立は、結核患者の軽作業療法の一環として桜の植樹が始まったのであり、この 2 つを合わせて指定候補の一体化であると考え。2015 年東京病院の院長とも話し合い、桜の園が成立した経緯を認識している。また、清瀬市に昔、悲田処があったことから、東京病院の病院祭の目玉として 2023 をめどにして「武蔵悲田処 1200 年祭」提唱し、東京病院も賛意を示している。

(会 長) 桜の園は国の所有施設であり、市の文化財として指定した場合、どこまでの範囲とするのか、確認できているのか。

- (委員) まず、委員の方に議題を提案した上で、周辺を含めての指定について審議会の中で議論してほしい。
- (副会長) 清瀬市文化財指定基準に照らし合わせてみると、桜の園に建造物が多少あるが、それが全てではない。歴史的資料になるのか、史蹟となるのか。桜の木は、老木で老朽化している。管理をどうするのか、病院側に手当がつかない状態で指定したままでは、指定をするのは難しいのではないか。私見であるが、歴史的価値は充分あると思うので、どのように対応すべきか考えていくべき。
- (会長) 指定の条件については、色々あると思うのだが、十分に検証しながら進めてほしい。
- (教育部長) 市としてこの一帯を世界遺産として認定できないか、進めている中で市の文化財指定の審議であります。市が指定したいと言っても、所有者である東京病院側の承認が必要となります。
- (委員) 桜の園を文化財として認める根拠はどこにあるのか。指定段階でその根拠を明確にすべきだと思う。指定文化財は、全会一致で指定文化財に指定した後、指定になるのか。もし、世界遺産への構想がある場合、どのような立ち位置で進めるか決めておかないと、世界遺産としての説明の時に足元をすくわれるのではないか。
- (事務局) どの項目で指定するかについては明確にする必要がある。清瀬病院跡地は現在旧跡に指定しているので、それを含めた範囲で旧跡にて指定できるのか、いずれにしてもはっきりさせないといけない。
- (事務局) フロジャック神父像及び桜の園に対する文化財指定に関しては、引き続き審議会で継続審議としてほしい。
- (委員) 清瀬市として桜の園を文化財に指定することが将来的に有意義であるかどうか。文化財として認められるのか、認められないのか。指定した場合、その後はどうするのか。方向性は明らかにした方がよい。
- (委員) 大きなストーリーとして、結核は世界遺産として価値があると思う。東京病院内に外気舎のようなランドマークが残っている。残っている外気舎や軽作業療法の場所であった桜の園など、小さなストーリーとして個々に指定し、それぞれを積み重ねて公園のように広く市民にとって開かれた場所とする事も大事である。
- (委員) 結核療養の件などについて、これまでの事績があるようだが、桜の園を指定候補にするにあたってのこれまでの経緯を説明してほしい。大きなストーリーとしても小さなストーリーで個々に指定するにしても、どちらにするべきなのか助言するのが審議会の役割である。
- (事務局) 医療文化遺産という大きなステージの中での、一つの文化財として

認識した上で、今回指定文化財にして良いのではないかと考え、候補として出している。

(委員) やはり、桜の園と外気舎は一体化しているものである。桜を植えたのは軽作業療法の一環としての桜の植樹が始まりである。桜を植えたのは、後付けであり、本来の趣旨ではない。結核療養の施設として桜の園と外気舎が一体化しているのであり、老木を指定するのではなく、敷地全体を指定するべきである。

(教育部長) 個別のストーリーとした中で指定していくのか、委員がおっしゃるように全体のストーリーとして、その中で清瀬市文化財指定基準に照らして個々をカテゴリーしていくべきなのか。再度検討にむけて調整する必要があるのではないのでしょうか。

(副会長) 世界遺産という文言が出ているが、その具体的なイメージがあるのですか。

(事務局) 世界遺産への登録等の事務に関しては、庁内の部署が企画課になるのではないかと、必要ならばオブザーバーとして今後審議会に参加を要請することも検討する。

(副会長) 世界遺産へ向けての構想は、市として文章化したものは存在するのでしょうか。

(教育部長) 担当課に問い合わせてみます。

(事務局) 文化財保護審議会は、市の文化財の指定などに関することを審議する委員会であり、世界遺産の関係になると、市全体のレベルになるので、当該審議会での範囲を超えてしまうことになります。

(副会長) この段階で、歴史的事象として、世界遺産としてとらえていき、大きなストーリーに組み込むべきものなのか。

(事務局) 世界遺産への登録にむけた話や文化財指定への動きは、まだ始まったばかりである。これから充分審議をしてほしい。

(会長) 今後も当委員会で審議を詰めていくとして、他に質問がなければこの議題を終了いたします。

(事務局) なお、次の議題である市の新指定文化財候補保持団体との協議報告については既に 3.の所で報告及び審議した通りなので、こちらも議題を終了したいと思う。

(会長) 次に 5.のその他の所で、何か意見はありますか。

(委員) 東星学園のフロジャック神父の銅像について、指定候補として提案したい。詳細は、用意した配布資料の「結核のまちの嚆矢だったヨゼフ・フロジャック神父」をご覧ください。

(委員) フロジャック神父については、結核治療や教育関係においても功績を

残した人物であり、清瀬市においても様々尽力しており、後世に残すべきと考える。

- (委員) この銅像に対して市としては、何か美術的な価値を見出しているか。
- (事務局) あくまでも歴史的な立ち位置で作られたものであり、市としては銅像に美術的価値は見出していない。
- (委員) フロジャック神父は、日本国籍を取得しているのか。また、カトリック神父としての功績であり、宗教が絡むことで行政との間に問題になることはないのか。
- (委員) 既にカトリック神父を辞めてからの活動により市に尽力しているので、問題はないはずだ。
- (委員) ただし、支持母体が宗教であり、神父としてのバックグラウンドがどうなのか問われることはないのか。
- (教育部長) 宗教としての問題等は個々の事例があれば参考にしていきたいと考えています。
- (委員) その点については確認してほしい。
- (事務局) なお、先ほどのフロジャック神父の国籍ですが、資料によると帰化はしておらず、フランスとなっている。
- (委員) 神父像に美術的価値がない場合、清瀬市文化財指定基準の категорияはどれに該当するのか。
- (事務局) 清瀬市文化財指定基準を拡大解釈するならば、遺品に該当するのではないか、あくまでも事務局の私見であるが、こちら審議委員の方々に議論してほしい。
- (委員) 実は、首長は3月13日にフランス大使館に赴き、フロジャック神父の功績を述べてきた所、出来る限り協力したいとの旨をいただいた。もし、委員の中でご存知ならば、外国における病気の歴史的事業を教えてください。
- (委員) ハンセン病に関しては、ノルウェーなどの研究施設、あるいは戦時中に日本で作られた施設があった場所での研究がある。ハンセン病と結核では、系統が違うのだが、様々な研究をしているセクションや財団はある。
- ハンセン病は、ヨーロッパでは歴史となっているが、日本では歴史とはなっていない。日本には日本の、外国は外国の病気の歴史がある。結核という病気の歴史を紡いでいくことは必要だと思う。
- (委員) フロジャック神父を含めた上での全体的なストーリーは、可能性があると思う。資料館設立などの構想は何か考えているのか。
- (事務局) 東星学園内に小さな資料室があるが、校内ということもあり、通常一

般には公開していないようだ。フロッジャック神父に限定せずに、結核の町清瀬としてのストーリー性を持たせた中での、文化財指定へ向けて継続的に審議を続けていきたいと思う。

(会 長) それでは何か他に、ご意見ある方はいますか。

(会 長) 特にないようですので、以上を持ちまして本日予定していた議事については全て終了とし、本日の文化財保護審議会を閉会する。

6. 閉 会